

宮 津 市 公 報

令和 8 年 1 月 5 日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

- 34 宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 1
- 35 宮津市火入れに関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 36 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 37 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 38 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例…………… 15

告 示

- 112 宮津市物価高対応子育て応援手当支給要綱…………… 16
- 113 宮津市公印（市長印）の調製…………… 18
- 114 宮津市公印（市長印）の電子印の作成…………… 18
- 115 みやづ暮らし応援券発行事業実施要綱…………… 18
- 116 宮津市宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱…………… 20

公 告

- 68 公示送達…………… 20
- 69 公示送達…………… 21
- 1 宮津市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧…………… 21

水 道 企 業

《告 示》

- 12 宮津市指定給水装置工事事業者の指定…………… 22
- 13 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定…………… 22

《公 告》

- 5 公示送達…………… 22

農 業 委 員 会

《告 示》

- 13 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 23

条 例

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 34 号

宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 宮津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第 2 条中「次条」を「第 4 条」に改める。

第 3 条中「行う者」の次に「又は法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業を行う者」を加え、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)に定める基準とする。

(宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「第 46 条第 2 項」の次に「又は法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項」を、「特定地域型保育事業」の次に「又は特定乳児等通園支援事業」を加える。

第 2 条中「第 46 条第 2 項」を「第 46 条第 2 項」に、「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

第 4 条中「及び」を「、」に改め、「特定地域型保育事業者」の次に「又は法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援事業者」を加え、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 4 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 95 号)に定める基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 35 号

宮津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

宮津市火入れに関する条例（昭和59年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第36号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第37号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第3号中「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500

33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000

70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	429, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300	
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600	
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800	
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000	
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300	
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600	
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800	
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000	
94		308, 000	358, 400	400, 200	411, 300	
95		308, 300	358, 800	400, 600	411, 600	
96		308, 700	359, 100	401, 000	411, 800	
97		308, 900	359, 400	401, 300	412, 000	
98		309, 200	359, 800	401, 800	412, 300	
99		309, 500	360, 200	402, 200	412, 600	
100		309, 900	360, 600	402, 600	412, 800	
101		310, 100	361, 100	402, 900	413, 000	
102		310, 400	361, 500	403, 400	413, 300	
103		310, 700	361, 900	403, 800	413, 600	
104		311, 000	362, 300	404, 200	413, 800	
105		311, 200	362, 800	404, 500	414, 000	
106		311, 500	363, 200			

	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	215,000	236,300	365,400
	2	217,400	238,700	366,900
	3	219,700	241,100	368,500
	4	222,000	243,700	369,900
	5	224,300	246,100	371,300
	6	226,600	248,500	372,600
	7	228,800	250,900	373,900

8	231, 000	253, 400	375, 300
9	233, 300	255, 900	376, 700
10	235, 500	257, 500	378, 100
11	237, 700	259, 100	379, 400
12	239, 900	260, 700	380, 600
13	242, 100	262, 300	381, 800
14	244, 300	263, 700	383, 100
15	246, 400	265, 200	384, 300
16	248, 500	266, 600	385, 500
17	250, 600	268, 000	386, 500
18	252, 400	269, 200	387, 700
19	254, 200	270, 400	389, 000
20	255, 900	271, 600	390, 100
21	257, 600	272, 900	391, 100
22	258, 900	274, 000	392, 300
23	260, 200	275, 200	393, 500
24	261, 400	276, 400	394, 600
25	262, 600	277, 700	395, 600
26	263, 700	279, 400	396, 800
27	264, 900	281, 100	397, 900
28	266, 000	282, 800	399, 100
29	267, 200	284, 500	400, 200
30	268, 300	286, 600	401, 400
31	269, 400	288, 800	402, 600
32	270, 400	291, 000	403, 700
33	271, 500	293, 200	404, 700
34	272, 500	295, 500	405, 800
35	273, 500	297, 700	407, 000
36	274, 700	299, 800	408, 200
37	275, 900	301, 800	409, 500
38	276, 800	303, 700	410, 800
39	277, 800	305, 700	411, 900
40	278, 900	307, 500	413, 100
41	280, 100	309, 300	414, 200
42	281, 200	311, 200	415, 500
43	282, 300	313, 000	416, 500
44	283, 400	314, 700	417, 600

45	284, 300	316, 500	418, 800
46	285, 200	318, 300	420, 100
47	286, 000	320, 000	421, 300
48	286, 800	321, 600	422, 500
49	287, 400	323, 200	423, 600
50	288, 200	324, 900	424, 600
51	288, 900	326, 800	425, 900
52	289, 600	328, 500	427, 100
53	290, 400	329, 800	428, 300
54	291, 200	331, 700	429, 400
55	291, 800	333, 500	430, 600
56	292, 500	335, 200	431, 700
57	293, 200	336, 900	432, 700
58	294, 000	338, 800	433, 900
59	294, 800	340, 500	435, 100
60	295, 500	342, 200	436, 300
61	296, 100	343, 900	436, 900
62	296, 800	345, 600	437, 700
63	297, 500	347, 400	438, 400
64	298, 000	349, 100	438, 900
65	298, 700	350, 800	439, 200
66	299, 400	352, 100	439, 500
67	300, 000	353, 400	439, 900
68	300, 600	354, 700	440, 400
69	301, 300	356, 200	440, 700
70	302, 000	357, 800	441, 100
71	302, 600	359, 300	441, 400
72	303, 300	360, 800	441, 700
73	303, 800	362, 100	442, 000
74	304, 400	363, 600	442, 300
75	305, 100	365, 100	442, 600
76	305, 700	366, 500	442, 900
77	306, 300	368, 000	443, 100
78	306, 900	369, 500	443, 400
79	307, 500	371, 000	443, 700
80	308, 100	372, 500	443, 900
81	308, 600	373, 800	444, 100

82	309, 100	375, 100	444, 400
83	309, 700	376, 400	444, 700
84	310, 300	377, 600	444, 900
85	310, 700	378, 900	445, 100
86	311, 100	380, 100	445, 400
87	311, 600	381, 200	445, 700
88	312, 100	382, 300	445, 900
89	312, 500	383, 300	446, 100
90	313, 000	384, 400	446, 400
91	313, 400	385, 500	446, 700
92	313, 900	386, 600	446, 900
93	314, 200	387, 700	447, 100
94	314, 700	388, 900	
95	315, 200	389, 900	
96	315, 600	391, 000	
97	316, 000	392, 000	
98	316, 400	393, 000	
99	316, 800	393, 900	
100	317, 200	394, 800	
101	317, 600	395, 600	
102	317, 900	396, 600	
103	318, 200	397, 400	
104	318, 500	398, 300	
105	318, 700	399, 200	
106	319, 000	400, 100	
107	319, 300	401, 000	
108	319, 500	401, 900	
109	319, 700	402, 700	
110	319, 900	403, 700	
111	320, 200	404, 600	
112	320, 500	405, 500	
113	320, 700	406, 100	
114	320, 900	407, 000	
115	321, 100	407, 900	
116	321, 400	408, 800	
117	321, 700	409, 700	
118	321, 900	410, 400	

119	322, 200	411, 200	
120	322, 500	412, 000	
121	322, 700	412, 600	
122	322, 900	413, 300	
123	323, 100	414, 000	
124	323, 400	414, 600	
125	323, 700	415, 200	
126		415, 900	
127		416, 400	
128		417, 000	
129		417, 600	
130		418, 200	
131		418, 700	
132		419, 200	
133		419, 600	
134		419, 900	
135		420, 100	
136		420, 400	
137		420, 700	
138		421, 000	
139		421, 300	
140		421, 600	
141		421, 900	
142		422, 200	
143		422, 500	
144		422, 800	
145		423, 000	
146		423, 300	
147		423, 600	
148		423, 800	
149		424, 000	
150		424, 300	
151		424, 600	
152		424, 800	
153		425, 000	
154		425, 300	
155		425, 600	

	156		425,800	
	157		426,000	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		240,700	288,600	344,900

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第 2 の 2 (第 4 条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 71.25」に改め、同条第 4 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 52.5」を「100 分の 51.25」に改め、同項第 3 号中「100 分の 90」を「100 分の 88.75」に改める。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300

8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400
30	238, 700	275, 200
31	239, 800	276, 000
32	240, 900	276, 700
33	242, 000	277, 400
34	242, 900	278, 200
35	243, 800	279, 000
36	244, 800	279, 600
37	245, 800	280, 300
38	246, 700	281, 100
39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300

45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600

82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800

119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び第 21 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び第 21 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 4 第 3 条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 第 3 条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、第 3 条の規定による改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 3 条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 7 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 38 号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 60 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「430,000 円」を「450,000 円」に、「370,000 円」を「390,000 円」に、「350,000 円」を「370,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮津市告示第112号

宮津市物価高対応子育て応援手当支給要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市物価高対応子育て応援手当支給要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から物価高対応子育て応援手当（以下「子育て応援手当」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 子育て応援手当の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 7 年 9 月分（令和 7 年 9 月に出生した児童については、令和 7 年 10 月分）の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者
 - (2) 令和 7 年 9 月 30 日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第 4 条第 1 項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 に規定する里親若しくは同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の設置者
 - (3) 第 1 号の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和 8 年 3 月 31 日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、第 1 号の受給者から子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該受給者が子育て応援手当に相当する額の金銭等を子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。
- (1) 基準日後子育て応援手当の支給が決定される前までの間に、前項に規定する受給者等が死亡した場合（本項の規定により子育て応援手当を支給される者が、子育て応援手当の支給が決定される前に死亡した場合を含む。）当該者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する支給要件）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
 - (2) 基準日後子育て応援手当の支給が決定される前までの間に、前項に規定する受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第 3 条第 3 項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを把握した場合 施設入所等児童が委託されている里親等又は障害児入所施設等の設置者
 - (3) 基準日後子育て応援手当の支給が決定される前までの間に、前項に規定する受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に当該受給者等に係る児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先において、当該児童に係る法第 7 条第 1 項の規定による認定の請求をし、当該認定の請求に関する通知が到達

した場合 当該受給者等の配偶者

(子育て応援手当の額)

第3条 子育て応援手当の額は、支給対象者に係る児童1人につき3万5,000円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市長は、一般支給対象者(第2条第1項第1号に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。以下同じ。)に対し、子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て応援手当を支給する。

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第5条 公務員支給対象者(第2条第1項第1号に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。以下同じ。)に対して支給する子育て応援手当に係る申請受付開始日及び申請期限は、市長が別に定める日とする。

(出生児童支給対象者)

第6条 出生児童支給対象者(第2条第1項第2号に規定する支給対象者をいう。以下同じ。)に対して支給する子育て応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 出生児童支給対象者に対して支給する子育て応援手当に係る申請期限は、市長が別に定める日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第7条 離婚等支給対象者(第2条第1項第3号に規定する支給対象者をいう。以下同じ。)に対して支給する子育て応援手当については、当該者からの、児童手当の申請を受ける際に子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 離婚等支給対象者に対して支給する子育て応援手当に係る申請期限は、市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請)

第8条 子育て応援手当の支給を受けようとする公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理人による申請)

第9条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給決定)

第10条 市長は、第8条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を審査し、当該申請者に対し、子育て応援手当を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 公務員支給対象者等から、第5条から第7条までに規定する申請期限までに、第8条の規定による申請が行われなかった場合は、当該者が子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届けている場合は、当該届出をした指定口座)に子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、市長が別に定める日までに指定口座への

振込が口座の解約、変更等によりできない場合は、同項の規定による支給決定を取り消すものとする。

- 3 市長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないことその他公務員支給対象者等の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

- 第 1 2 条 市長は、子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

- 第 1 3 条 子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

- 第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第113号

宮津市公印として、新たに宮津市長印を次のとおり調製したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。

令和7年12月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印	令和8年1月1日
	個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書	

* * *

宮津市告示第114号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和7年12月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印	令和8年1月1日
	個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書	

* * *

宮津市告示第 115 号

みやづ暮らし応援券発行事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

みやづ暮らし応援券発行事業実施要綱

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている市民生活の負担を軽減するとともに、地域経済の回復を図るため、市民に対し、市内の店舗・事業所で利用できるみやづ暮らし応援券を配布する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みやづ暮らし応援券 前条の目的を達成するために、市によって発行する券種をいう。
- (2) 特定取引 みやづ暮らし応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったみやづ暮らし応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (4) 個店 建物内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える小売店舗を除いた店舗
- (5) 受託事業者 この要綱の事業の委託業務として、特定事業者の募集及び管理、みやづ暮らし応援券の印刷及び換金等に関する業務を本市から受託した者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 みやづ暮らし応援券（以下「応援券」という。）の交付対象者は、令和 7 年 12 月 31 日において、宮津市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(応援券の内容等)

第 4 条 応援券の交付額は、交付対象者 1 人につき 1 万円とする。

- 2 応援券の 1 枚当たりの額面は 1 千円とし、10 枚を 1 単位として交付するものとする。
- 3 応援券 1 単位 10 枚の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 全店共通券（7 枚） 特定事業者の全店舗で使用するができるもの
- (2) 個店限定券（3 枚） 特定事業者のうち、個店に限り使用することができるもの

(交付方法等)

第 5 条 応援券は、原則として交付対象者が属する世帯の世帯主に交付対象者の人数分交付するものとする。

- 2 市長は、交付した応援券の紛失、棄損等による応援券の再交付は行わないものとする。

(応援券の使用範囲等)

第 6 条 応援券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 応援券の使用期間は、市長が別に定める期間とする。
- 3 応援券は、転売、譲渡及び換金（特定事業者及び受託事業者による換金を除く。）を行うことができないものとする。
- 4 特定取引に使用された応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われないものとする。
- 5 応援券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) プリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(特定事業者の登録等)

第 7 条 受託事業者は、別に定める募集要項により特定事業者を募集し、応募した事業者について審査を行い、適当と認める事業者を特定事業者とする。

- 2 市内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等をいう。）は、その構成員である事業者に代わって、前項に規定する応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第 8 条 特定事業者は、前条第 1 項の募集要項に定める事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなけれ

ばならない。

- (1) 特定取引において応援券の受取を拒んではならないこと。
- (2) 応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 本市及び受託事業者と適切な連携体制を構築すること。

2 受託事業者は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、本市と協議の上、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(応援券の換金手続等)

第9条 受託事業者は、特定取引において応援券が使用された場合は、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 特定事業者は、受託事業者に対し、特定取引において受け取った応援券を提出して、券面記載の金額での換金を市長が定める期日までに申し出なければならない。

3 換金の方法は、受託事業者から特定事業者の預金口座への振替の方法により行うものとする。
(使用済の応援券の失効)

第10条 使用済の応援券が、特定事業者の責により次のいずれかに該当した場合は、前条に規定する換金手続はできないものとする。

- (1) 紛失、盗難、その他故意又は過失により滅失したとき。
- (2) 換金申出期限を超過したとき。
- (3) 欠損又は汚損等により、応援券に印字された5桁の認識番号が確認できないとき。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第116号

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市宿泊税検討委員会設置要綱（令和7年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第68号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年12月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下、揭示済)

* * *

宮津市公告第 6 9 号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下、揭示済)

— * * * —

宮津市公告第 1 号

宮津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

令和 8 年 1 月 5 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 縦覧期間

自 令和 8 年 1 月 5 日

至 令和 8 年 2 月 3 日

2 縦覧場所

宮津市産業経済部農林水産課（宮津市役所 別館 1 階）

3 意見書の提出先等

(1) 提出先 宮津市産業経済部農林水産課

(2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。

(3) 提出期限 令和 8 年 2 月 18 日

ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、「宮津農業振興地域整備計画の変更案に対する意見」と明記し、個人の場合にあっては住所及び氏名を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限りします。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、宮津農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 異議の申出先等

(1) 申出先 宮津市産業経済部農林水産課

(2) 申出方法

郵送又は持参によることとします。

(3) 申出期限

令和 8 年 2 月 3 日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・本市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・異議申出の年月日

水 道 企 業

《 告 示 》

宮津市上下水道告示第 12 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年水管規程第 2 号）第 10 条の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 4 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第 S23157 号

- | | | |
|-------|---------|------------------|
| (1) 名 | 称 | 株式会社マルヤマテック |
| (2) 所 | 在 地 | 福知山市字池部 44 番地の 2 |
| (3) 代 | 表 者 | 代表取締役 丸山 隆司 |
| (4) 指 | 定 年 月 日 | 令和 7 年 12 月 4 日 |
| (5) 指 | 定の有効期限 | 令和 12 年 12 月 3 日 |

* * *

宮津市上下水道告示第 13 号

宮津市下水道排水設備指定工事事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 4 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第 151 号

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 株式会社マルヤマテック |
| (2) 所 | 在 地 | 福知山市字池部 44 番地の 2 |
| (3) 代 | 表 者 | 代表取締役 丸山 隆司 |
| (4) 指 | 定 期 間 | 令和 7 年 12 月 4 日から令和 11 年 12 月 31 日まで |

《 公 告 》

宮津市上下水道公告第 5 号

公示送達書

次の書類は、宮津市建設部上下水道課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。
令和 7 年 12 月 22 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

(以下、揭示済)

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 13 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 12 月 5 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 7 年 12 月 12 日(金) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 40 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について